

第1号様式の4（第4条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
（該当する□にレを記入） □ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 □共用部分 を除く。	m ²	別表第一の三 三の (一)の(2)のイの(ア) 円(a)	別表第一の三 三の (二)の(2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表第一の三 三の (一)の(2)のイの(イ) 円(b)	別表第一の三 三の (二)の(2)のイの(イ) 円(B)
	合計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	m ²	(c) 円	(C) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合	
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計 □共用部分を 除く。	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア） 円(a)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア） 円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円(b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計 □共用部分を 除く。	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア） 円(a)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア） 円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円(b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計 □共用部分を 除く。	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア） 円(a)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア） 円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円(b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計		円(c)	円(C)

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)